

= はじめに・本書の使い方 =

「公務員が地方自治法を学ぶ意味はなんなの？」

地方自治法をその都度調べながら日々の業務を行っている職員は少数派かもしれません。具体的な事務処理はマニュアルなどをもとに行えば無難に終わっていくことが多いといえます。そのような観点からすれば地方自治法を学ぶ意味は乏しいのかもしれませんが。

皆さんは、いずれ部下を持つ立場、すなわち、部下の仕事に責任を持つ立場となることでしょうか。その部下への指導をマニュアルの説明のみとした場合、それは管理監督者としての職責を果たしたといえるのでしょうか？

部下だけではなく、住民や事業者、あるいは議員から質問を受けた際に「マニュアルに書いてあるので」と答えることが公務員として妥当な対応でしょうか？

公務員は、国会において制定された法律などに基づき業務を行う必要があります。「公務員それぞれが勝手に判断して業務を行うことができるか?」「個人的に作成されたマニュアルのみを根拠に決定することができるか?」と問われれば、「NO」です。

マニュアルは、法令と業務とを結ぶ「架け橋」としては有益ですが、法令と肩を並べるものではありません。正確に業務を行い、住民などに説明責任を果たすためには、マニュアルの基となる法令を学ぶことが不可欠です。

地方自治法は改正される頻度が比較的多い法律といえ、本書でも示しているように、大規模な改正も定期的になされます。

地方自治法が改正された場合、マニュアルの改訂について検討する必要があります。そのような意味では、マニュアルが常に正しいものである保証はどこにもありません。知らないうちに地方自治法に反する事務処理をしていた、ということも十分想定されます。

また、地方自治法は、その改正のたびに「便利」になっている要素もあります。特に公金の収納や支払の事務は、地方公共団体の業務のバリエーションが、近年かなり増えています。いわば「知らなきゃ損」です。気が付いたら近隣の地方公共団体と差がついていた、なんてことにもなりかねません。